

日本へ新規入国した留学生のみなさんへ

日本入国後（待機終了後）に必要な法的手続等について

日本で初めて生活される方も、以前滞在歴がある方も、日本への新規入国者として必ず行わなければならない重要な手続きについて、ご案内します。必ず、下記事項を確認のうえ、手続きを行ってください。

◆必要な手続き

No.	手続内容	手続場所
1	<p><u>居住地の転入届の提出</u></p> <p>住居地を定めた日から14日以内に、在留カード、パスポート、学生証（※1）を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出なければなりません。</p>	居住地の市・区役所
2	<p><u>国民健康保険の加入</u></p> <p>日本に中長期（3ヶ月を超えて）滞在し、住民票が作成された方は国民健康保険への加入が必要です。詳細については、居住地の市・区役所等の保険年金課で確認してください。</p>	居住地の市・区役所等の保険年金課
3	<p><u>国民年金の加入</u></p> <p>国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する義務があり、保険料を納付する必要があります。ただし、国民年金の保険料を納めることが難しい方は、①「学生納付特例」または②「若年者納付猶予制度」へ申請することが可能です。申請が認められた場合は保険料の納付が猶予されますので、国民年金保険の加入と併せて申請を行ってください。詳細については、居住地の市・区役所等の保険年金課で確認してください。</p>	居住地の市・区役所等の保険年金課
4	<p><u>在留カードの提出</u></p> <p>居住地の転入届手続（住民登録）が完了した方は、在留カードの表面と裏面のコピーを、学生支援チームへ提出してください。在留カードの提出が無かった場合、所有している在留資格が取り消される可能性がありますので、注意してください。</p> <p>【提出方法】</p> <p>① E-mail</p> <p>* 添付『在留カード貼付用紙』に必要事項を記入し、メール添付で提出してください。</p> <p>* 提出先：intlstu@kyoto-seika.ac.jp</p> <p>* 件名とファイル名は「在留カード提出_在留カードと同じ英字氏名」としてください。</p> <p>例) 在留カード提出_KYOTO SEIKA</p> <p>② 窓口提出</p> <p>* 添付『在留カード貼付用紙』に必要事項を記入し、本館1階学生支援チーム窓口まで提出してください。</p> <p>【提出期限】 転入届（住民登録）手続完了日より5日以内に提出してください。</p>	京都精華大学 学生支援チーム

※1：学生証の代わりとして、入学許可証または在学証明書も使用可能です。

【参考情報】[京都市の区役所・支所等一覧](#)

以上